# 水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令 （平成二十七年経済産業省・環境省令第十号）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の主務省令で定める要件は、次に掲げるもの（第二号又は第三号に掲げるものにあっては、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことがないものを除く。）のいずれかに該当するものであることとする。

* 一  
  水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、砒ひ  
  酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を〇・一重量パーセント以上含む物
* 二  
  核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサールを一重量パーセント以上含む物
* 三  
  前二号に掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物
* 四  
  有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書ⅣＡのＤ１からＤ４まで又はⅣＢのＲ10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの
* 五  
  前号に掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの

# 附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一〇月一日経済産業省・環境省令第六号）

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。